

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		平成29年9月29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町91番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都中央信用金庫 理事長 白波瀬 誠  電話 075-223-2525					
主たる業種	協同組織金融業(信用金庫)						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	京都議定書採択の地である”京都”を地盤とする信用金庫として、また、CSRの一環として、地球環境保全活動に積極的に取り組み、地域社会の持続的発展に寄与していきます。						
計画を推進するための体制	平成22年4月1日に本店ビルにおいてISO14001の認証取得しその体制を継続している。新店舗や建替え店舗については環境配慮型店舗とし、本業においてはエコ定期預金の販売し環境に配慮している。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,707.2 トン	7,592.5 トン	7,476.9 トン	7,361.3 トン	-3.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,901.3 トン	7,092.5 トン	6,976.9 トン	6,815.8 トン	-11.9 パーセント	
	目標の根拠	年間1%削減を目標として設定する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (床面積×1/100)	6.51	6.41	6.31	6.21	-3.07 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	床面積の増加予定は現在未定であるので、現在の床面積で算出しています。					
重点的に実施する取組の実実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		128.0 パーセント	128.0 パーセント	128.0 パーセント	128.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	ISO14001による環境意識の継続と節電体制を継続するとともに、店舗のLED照明器化を進め、空調機の高効率化を進める。					
	(30)年度	ISO14001による環境意識の継続と節電体制を継続するとともに、店舗のLED照明器化を進め、空調機の高効率化を進める。					
	(31)年度	ISO14001による環境意識の継続と節電体制を継続するとともに、店舗のLED照明器化を進め、空調機の高効率化を進める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容						
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	再生可能エネルギーによる発電設備購入資金や節電・環境対策等設備 関連資金への融資、京都中信「スーパーエコロン」の販売や公立学校の校庭の芝生化を支援している認定NPO法人「芝生スクール京都」に寄付することを目的とした定期預金「芝生スクール応援定期預金II」の販売。						
特記事項	超過削減量1,545.5トンは29年度500トン、30年度500トン、31年度545.5トンを評価の対象となる排出量から差し引いています。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。